

人 委 第 140 号

令和 7 年12月10日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県人事委員会委員長 小池 治
(公 印 省 略)

条例案に対する意見について（回答）

令和 7 年12月 5 日付け神議第1712号により意見を求められました次の条例案については、異議ありません。

定県第167号議案 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例

定県第169号議案 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

定県第171号議案 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（理由）

これらの条例案は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する報告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

定県第170号議案 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

（理由）

この条例案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正等に伴い、教職調整額を令和 8 年 1 月 1 日から段階的に引き上げるなど、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

定県第168号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(理由)

この条例案は、仕事と育児との両立支援を推進するため、同性パートナーの取得可能な勤務時間・休暇制度の拡充、子の看護等休暇の取得日数の増加など、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

問合せ先

定県第167・169・170・171号議案に関すること

給与公平課給与グループ

電話 045-651-3252

定県第168号議案に関すること

給与公平課公平グループ

電話 045-651-3253